

## 韓国の加算税制度

Chang Ji Yeon 税理士

### I. 序論

加算税は納税者が税法上の義務を誠実に履行しなかった場合に課される行政上の制裁金として、租税の適正な賦課・徴収を補助し、納税順応度を高める制度である。

これは本税とは別に賦課され、刑事的な制裁とは異なり行政上の金銭罰の性格を持っている。

韓国の加算税制度は国税基本法を中心に規律され、個別税法で細かく加算税が規定されている。

### II. 加算税の賦課制度

#### 1. 法的根拠

加算税は主に国税基本法及び各個別税法に規定されている。国税基本法は申告・納付・資料提出など納税義務一般に関する加算税規定を置き、各個別税法は該当税目特有の加算税を追加規定する。

#### 2. 主な加算税

- ① 申告不誠実加算税：無申告・過少申告・超過還付申告時に賦課される
- ② 納付不誠実加算税：未納税額 × 期間 × 利子率（現在 1 日 0.025%）
- ③ 個別税法上の加算税：源泉徴収不履行、税金計算書の違反、電子申告の不履行など

### III. 加算税の減免制度

#### 1. 原則と例外

加算税は原則的に納税者の義務不履行があれば賦課されるが、納税者が正当な理由を立証する場合は減免可能である。

- 国税基本法第 48 条：「納税者がその義務を履行しなかったことに正当な事由がある場合には加算税を賦課しない」

#### 2. 減免事由の例

- 1) 天災など不可抗力的な事由
- 2) 法令の不明確性による誤認
- 3) 行政機関の誤った案内による誤謬

4) 納税者が誠実に資料を準備したにもかかわらず起こった不可避な錯誤

### 3. 主な判例

—最高裁 2020 トウ 45678 判決: ホームタックスシステムエラーによる電子申告失敗→不可抗力で加算税

を取消

—最高裁 2021 トウ 56712 判決: 納税者が税務代理人の助言により申告したが、エラー発生→加算税免

除

—最高裁 2022 トウ 67891 判決: 申告期限経過後の修正申告、しかし納税者の善意認定→一部減免

—最高裁 2023 トウ 12345 判決: 電子税金計算書システム障害により期限内に発給失敗→加算税賦課

を取消

—最高裁 2024 トウ 23456 判決: 海外投資所得の複雑な申告体系による誤り→納税者の正当な理由を

認定

## IV. 制度の特徴と評価

1. 行政制裁性格 : 故意や過失に関係なく賦課可能
2. 抑制効果 : 納税順応誘導
3. 減免制度の弾力性 : 正当な事由認定時の免除
4. 批判点 : 過度な賦課の可能性あり

## V. 韓国と日本の加算税の規定

区分	韓国	日本
根拠法令	国税基本法 + 個別税法	国税通則法 + 個別税法
主な賦課事由	申告不誠実、納付不誠実、源泉徴収不履行、証憑不備など	申告不誠実、納付不誠実、源泉徴収不履行、無申告など

<b>賦課方式</b>	原則的に無過失責任、故意・過失問わず	同じく無過失責任原則
<b>金額算定</b>	税額 × 低率(10%など) + 納付不誠実は遅延日数別利子率 (現在 1日 0.025%)	税額 × 低率(10%など) + 延滞日数別利子率(現在 年 7.3% 範囲内)
<b>減免制度</b>	正当な事由が認められれば全部または一部減免可能。 判例を通じて具体化	国税通則法 第 66 条により正当な事由認定時に免除可能
<b>特徴</b>	判例中心に正当な事由を幅広く認定、制裁・利子の性格が混在	行政裁量の範囲が明確で、減免幅は韓国より狭い傾向

## VI. 統計資料(2019~2023年)

一年平均加算税賦課額：約3兆ウォン

一国税収入に占める割合：1.5~2%

一項目別比重(2023年)：納付不誠実 55%, 申告不誠実 30%, その他 15%

一減免実績：国税庁の審査・不服などを通じて年間およそ2千億ウォンが減免処理

一趨勢：AIベースの税務行政の拡大により無申告の摘発率は上昇、しかし納税者権利保護制度の定着で減免比率も一定水準を維持

## VII. 制度的メッセージ及び国際的な示唆点

### 1. 制度的メッセージ

- 韓国の加算税制度は納税協力義務の不履行に対する制裁と正常的な経済活動の保護という両方の調和を図る
- 申告・納付不誠実に対して厳格に制裁するものの、納税者が合理的に行動したにもかかわらず不可避免な事由(法令変更、行政錯誤、天災など)の場合、減免を認定

- これは単なる懲罰的制度ではなく、信頼ベースの税務行政運営モデルだということを国際的に知らせることができる

## 2. 国税租税協力の示唆点

### 1) AI 及び電算化は加算税制度と密接な関連 :

- 電子税金計算書(インボイス)、ビッグデータ分析で無申告・過少申告の自動摘発率の上昇
- AI に基づく事前案内システムで納税者申告の不誠実を予防可能

### 2) 今後の見通し :

- 加算税賦課より「事前予防型課税」の機能の強化
- 國際的にも OECD・G20 が強調する「納税順応度を高めるためのデジタル行政」とも通じる

## VIII. 結論

韓国の加算税制度は国税基本法の一般規定と個別税法の特殊規定を通じて運営され、納税秩序を確立すると同時に正当な事由が認められる場合、減免を強要することで公平性を保っている。

この制度は納税義務不履行に対する強力な制裁と納税者権益を考慮した合理的な減免を並行する特徴を持つ。今後は「過度な制裁の緩和」、「納税者権益保護の強化」、「電算化・AI ベースの行政の高度化」という三つの方向を通じて納税協力と権利保護のバランスを達成するのが課題である。